

## たばこ税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 製造たばこ製造者が保税地域から自己の製造たばこの製造場へ引き取る製造たばこのうち試験検査の用に供されるものを未納税引取りの対象に加えることとする。  
(第5条関係)
- 2 この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)